

令和 7 年度くらしかんのトイレ壁面への有料広告掲示業務 委託にかかる公募型プロポーザル募集要項

豊中市立生活情報センター「くらしかん」のトイレ壁面を利用し有料広告を掲示します。つきましては、広告主の募集、広告物の作成、掲示等に関する専門ノウハウを保有する事業者には業務を委託することとし、その受託者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1. 募集対象業務

(1) 業務の概要

広告主の募集、広告物の作成、掲示、撤去、交換とし、業務の詳細は本要項の公募の条件及び仕様書のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで。

2. 公募場所

所在地及び 設置場所	トイレ数 (※ 1)	使用許可 スペース	最低基準額 (年額)	位置図
生活情報センターくらしかん 豊中市北桜塚2-2-1	男性用 3 か所 女性用 3 か所 多目的 3 か所	トイレ内の 壁面のうち 広告を掲示 する部分	次の壁面使用料が最低基準額となりますが、必ず広告掲載の対価としての金額を含めて提案してください。 【壁面使用料】 @13,000円/㎡・年 面積は、全ての広告物を合算して算出 (※ 2)	別紙 参照

- ※ 1 男性用トイレの個室数 (3 × 3 か所)、女性用トイレの個室数 (3 × 5 か所)
設置場所の確認可能日は、令和7年2月3日 (月) 及び令和7年2月4日 (火) となります。参加される場合は、電話またはメールでお申し込みください。こちらで日程を調整の上、改めてご連絡させていただきます。
- ※ 2 使用面積が 1 ㎡未満であるとき、又は使用面積に 1 ㎡未満の端数があるときは 1 ㎡に切上げ処理とします。

3. 応募資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

4. 公募の条件

(1) 有料広告掲示方法

有料広告の掲示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および豊中市財産条例等に基づき、行政財産使用許可により行うものとします。

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間（有料広告の掲示、撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの1年間とします。

※許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

イ 使用料

委託事業者は、広告を掲示するにあたり、使用料を本市に納めていただく必要があります。本案件に応募いただいた事業者等（以下「応募者」とします。）の中から、本市が設定する最低基準額以上の額を提示し、かつ、提出していただいた内容について総合的に評価し、受託候補者を選定します。受託候補者が提示した提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって、行政財産使用許可申請手続きを行うことにより正式に委

託事業者となり、使用料が確定します。使用料は本市の発行する納付書により本市の指定する期限までに全額納入してください。納入された使用料は原則として返納できませんが、以下の場合については市と委託事業者が協議の上、納入された使用料の一部または全部を返納します。なお、返納額については、使用許可期間と、既に使用した期間を勘案し、市と委託事業者が協議するものとします。

- ・災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ・臨時の長期休館など、市民が施設を利用できない期間があったとき。
- ・その他、委託事業者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

※提案価格は年額としてください。使用料は提案価格を契約期間に合わせて調整します。

ウ その他必要経費等

広告主の募集、広告物の作成、掲示、撤去、交換に要した費用等一切の費用は委託事業者の負担とします。

(3) 広告の基準

豊中市有料広告掲載基準及び豊中市くらし支援課における有料広告掲載取扱要綱を参照してください。

(4) 設置条件

- ・トイレ利用者が嫌悪感を感じないようトイレ内の景観を考慮した枚数、大きさ、広告内容、デザインであること
- ・広告の掲示にあたっては、壁面を傷つけることなく広告物の掲示、撤去、交換が可能であること

(5) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

- ・許可物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- ・許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- ・許可物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- ・使用許可の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。

(6) 維持管理責任について

次のことを遵守してください。

- ・広告物の掲示、撤去、交換作業などは委託事業者が行うこと。
- ・広告物の掲示、撤去、交換作業については、本市の指示に従うこと。
- ・広告物が破損した場合や汚れがひどい場合には、早急に交換すること。
- ・広告に対する問い合わせ、トラブル対応は委託事業者が行うこと。市又は市民からの問合せの対処記録、トラブル対処記録（発生日時、トラブル内容、対処内容、解決日時を含む）関係帳簿類の提出を求められた場合は延滞なく対応すること。

(7) 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。
なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失について、本市は一切補償しません。

- ・許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- ・使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
- ・著しく社会的信用を損なう行為等により委託事業者として相応しくないと本市が判断した場合

(8) 原状回復

委託事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に本市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとします。なお、原状回復に際し、本市は一切の補償をしないものとします。

(9) 損害賠償

ア 委託事業者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に復した場合は、この限りではありません。

イ 委託事業者は、許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(10) 費用の支出及び請求権の放棄

使用許可物件に投じた費用は、理由の如何を問わず全て委託事業者の負担とし、これを本市に請求することができません。

5. 日程（いずれも、令和7年（2025年））

- | | | |
|----------------------|--------------------|------|
| (1) 募集要項等の公表 | 1月 24日（金） | |
| (2) 質問事項の締切 | 2月 4日（火）午後5時必着 | (※1) |
| (3) 質問事項への回答 | 2月 7日（金） | |
| (4) 応募書類提出期限 | 2月 13日（木）午後5時15分必着 | |
| (5) 第1次審査（書類審査） | 2月中旬 | (※2) |
| (6) 第2次審査（プレゼンテーション） | | (※3) |
| | 2月 25日（火） | |
| (7) 結果公表 | 2月下旬（予定） | |

※1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに

掲示し、個別には回答しません

※2 応募が 4 者以上となった場合は、書類による第 1 次審査を実施し、第 2 次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者を選定します

※3 第 2 次審査の対象となる提案者には、時間を別途ご連絡します

6. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書 ※別添の「提案課題」に対応した提案書をご提出ください	任意様式
③	使用料の見積書	様式 2
④	団体の概要書（企業概要・類似業務の実績など） ※公募開始日から過去 3 年以内の処分歴は必ず記載すること	任意様式
⑤	（任意）関連する業務実績	任意様式
⑥	入札参加停止措置等状況調書	様式 3

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 4 部、電子記録媒体（CD-R または DVD-R に提出様式のデータを全て入力したもの）1 部

(3) 提出期限

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日（木）必着（持込みの場合は午後 5 時 15 分まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

豊中市市民協働部くらし支援課

豊中市北桜塚 2-2-1（生活情報センター くらしかん内）

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

7. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、受託候補者を選定します。

なお、配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても受託候補者としません。

(1) 審査手順

令和 7 年度くらしかんのトイレ壁面への有料広告掲示業務委託事業者選定委員会にて

審査します。提案者が4者以上の場合は、第一次審査（書類審査）を実施し、上位3者を第二次審査の対象とします。なお、応募が3者以下の場合は第一次審査を省略し、全ての提案者を第二次審査の対象とします。

第二次審査（プレゼンテーション）では、書類とプレゼンテーションの総合評価にて審査を行います。

（2）評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	60 点	トイレ利用者が嫌悪感を感じないようトイレ内の景観を考慮する為の工夫が為されているか等
2. 業務実績	10 点	類似する業務の実績があるか
3. 使用料	30 点	最低基準額を満たし、できる限り高額であること。

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で20点減点します

（3）最終審査結果の公表

最終審査結果は令和7年（2025年）2月下旬頃に市のホームページにて公表します。

公表内容は以下のとおりです。

【公表する内容】

件名

履行期間

受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）

公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）

選定理由

採点結果

担当課

その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※ 応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

8. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

9. 契約について

受託候補者の相手方と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結します。なお、受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

契約に至った場合は、契約保証金の納付を行ってください。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合があります。

10. 受託候補者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、受託候補者としての決定を取り消します。なお、この決定の取り消しによって受託候補者に損失が生じたとしても、本市は一切補償しないものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 使用許可の条件に違反する行為が認められ、使用許可が取り消された場合
- (3) 応募の提案書類又は実績報告書に虚偽の報告があった場合

11. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、受託候補者の負担とします。
- (2) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。

12. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

豊中市市民協働部くらし支援課 (担当：弘中)

TEL 06-6858-6863

FAX 06-6858-5095

E-mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp